

《平成 20 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 30 日 (月) 10:00~11:00
- 2 場 所 帯広市庁舎 10F 第 2 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
 - ・長坂会長 ・久門委員 ・曾我委員 ・千々和委員 ・中村委員■情報審査会事務局 (総務部行政推進室)
 - ・砂川市長 ・須賀総務部長 ・合田行政推進室長 ・小笹法制監
 - ・池原法制主幹 ・廣瀬法制主査 ・松原主任 ・水谷主任補

《議事概要》

- 1 市長挨拶
- 2 会長選出
 - ※長坂委員が仮議長を務め、委員の互選の結果、長坂委員を会長とすることと決定
- 3 会長挨拶
- 4 会長職務代理者の氏名
 - ※長坂会長が、千々和委員を会長職務代理者に指名
- 5 平成 19 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 19 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

- ・公文書開示請求者の氏名の漏えいについて

<情報公開>

- ・開示請求件数 73 件 (うち取下げ 4 件。前年度対比 21 件の増)
- ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 9 件の増、公営企業管理者への請求が 10 件の増 その他の実施機関は、概ね例年並
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 21 件、一部開示 35 件、非開示 13 件 (うち不存在 11 件) で、開示率 96.6%
- ・決定に要した期間 平均で 12.4 日、前年度と比較して、0.2 日の短縮
- ・不服申立て 1 件
- ・請求者数は、24 人

<個人情報保護>

- ・開示請求件数 8 件 (うち取下げ 1 件。前年度対比 3 件の減)
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 4 件、一部開示が 2 件、非開示が

1件（うち不存在1件）で、開示率100%

- ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て なし
- ・個人情報の訂正請求 なし

<平成20年度の状況>

- ・6月26日現在で、公文書開示請求 15件
個人情報の開示請求 1件

6 その他

<個人情報の保護に関する国の動きについて>

【事務局】 内閣府 国民生活審議会個人情報保護部会により検討された「個人情報の保護に関する基本方針について一部変更」の閣議決定及び同部会により審議中の「個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドライン」についての検討状況について報告

○主な内容

- ・平成20年4月に個人情報の保護に関する基本方針について一部変更の閣議決定がされた。
- ・その主な内容としては、いわゆる「過剰反応」について基本方針に明記するとともに、国際的な取組への対応、プライバシーポリシー等、安全管理措置の程度、国民生活審議会の役割について変更を行ったものである。
- ・特に、「過剰反応」については、文言を明記し、積極的な広報・啓発活動に取り組むことを宣言し、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の取扱いについて、法律・条例の適切な解釈・運用を明記している。
- ・平成19年6月に内閣府の国民生活審議会で行きとめられた「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」において、各省庁において策定されている個人情報保護に関する事業分野ごとのガイドラインについての検討の必要性が指摘されているが、これを踏まえ、同審議会では一部変更された基本方針の内容にも留意しつつ、ガイドラインの共通化についての検討が行われている。

<災害時要援護者支援プランについて>

【事務局】 災害時要援護者支援について、国、道及び帯広市の動きを報告

○主な内容

- ・国においては、平成20年2月に避難支援プラン全体計画のモデル計画が公表された。
- ・平成19年12月には北海道から市町村に対し、平成21年度中を目途として、災害時要援護者支援プラン全体計画策定の依頼通知がされている。
- ・本市においても、帯広市地域防災計画の改訂について昨年11月から12月にかけてパブリックコメントの募集を実施し、本年4月に、改訂を実施した。これに、続き、災害時要援護者支援プラン策定について検討をしている。
- ・避難支援プラン全体計画に盛り込む事項の例として、基本的考え方、要援護者情報の収集・共有の方法、避難誘導の手段・経路、要援護者マップの作成等があげられている。

<帯広市公営住宅条例の一部改正（素案）について>

【事務局】 公営住宅条例の一部改正（素案）に係る、個人情報の取り扱いについて報告

- ・暴力団の市営住宅への入居を制限するため帯広市公営住宅条例の一部改正の素案について、6月2日から7月1日の期間でパブリックコメントの募集を行っている。
- ・素案の中で、暴力団員の排除規定が入居者資格に追加されており、暴力団員に該当するか否かを判断するため、入居者や同居者の個人情報を、帯広警察署へ照会することとなっている。
- ・個人情報の提供にあたっては、本人の同意を得ることだが、運用方法等細部については担当課と協議を進めていく。

【委員】 要援護者支援プラン全体計画の策定については、過剰反応など難しい問題がある。

【委員】 要援護者支援プランについて、個人情報の取り扱いについての取り組みが進んでいないが、問題点は何か。

【事務局】 個人情報との関連により、町内会名簿を作成するのも難しくなっている。

さらに要援護者情報は外国人、妊婦など対象が様々であり、町内会等で把握するのは難しい。

【事務局】 災害時を想定すると、自主防災組織、町内会等が要援護者情報を把握していることが重要であり、市が保有する要援護者情報を町内会等に渡すべきか検討しているが、早急に整理しなければならないと考えている。

【委員】 マンションなどの町内会未加入者の対策はどうするのか。

【事務局】 自主的組織であり強制はできないが、マンションの世帯数などある程度は地域の状況を把握できる。災害時には、自助7割、共助2割、公助1割と言われており、自主防災組織等で地域住民の災害意識を高めることで、意識醸成による加入促進を進めたい。

【委員】 要援護者の対象範囲、個人情報の収集方法、個人情報保護法令との関連など要援護者支援プラン策定の上で整理すべき早急なテーマである。